

ポイント

(漁業信用保険料率算定委員会の結果)

第4期中期目標において、「毎年度、保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。」こととされている。

【点検の結果】

- 保険収支は、直近の令和元年度については、保険金支払の増加及び保険事業収入の減少により保険収支は赤字となったが、交付金収入を含む保険収支では収支均衡。
- 令和2年度理論値保険料率は、遠洋・沖合漁業者向け（20トン以上の者）の近代化資金を除く各資金では、引き続き設定保険料率を上回っているが、元年度の理論値との比較では、概ね同水準。
- また、料率区分についても検証を行ったところ、漁業者間の事故率は異なっており、保険料負担の公平性を確保する観点から、引き続き区分をしておくことが適当。
- これらのことから、現行の設定保険料率を据置くことが適当。
- ただし、資金等種類区分については、資金の性格に類似性がある一般緊急融資資金、借替緊急融資資金及び経営安定資金を大括り化することなどが適当であり、今後基金協会及び主務省と協議。

- また、近年災害による影響が大きくなっていること、全国漁業信用基金協会の会議において、一部の支所から、信用基金に対し、災害特例保険料率の創設について要望があったこと、一部の支所では独自に被災漁業者等に対する保証料率の引き下げを行っていることから、災害特例保険料率を設定することが必要。